

令和八年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県県税条例の一部を改正する条例	2
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例	2
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	3
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条 例	4
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県 病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例	5
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例	5

令和 8 年 9 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第110号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

災害応急作業等従事手当の額の改定

区 分		改 正 前	改 正 後
(1) 豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて右の作業に従事したとき。	巡回監視	1 日 710円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、1,080円)	1 日 950円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、1,440円)
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1 日 1,080円	1 日 1,440円
(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又			

	<table><tr><td>は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(3) (1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</td><td>1 日 1,080円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額</td><td>1 日 1,440円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額</td></tr></table>	は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。			(3) (1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。	1 日 1,080円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額	1 日 1,440円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額
は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。							
(3) (1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。	1 日 1,080円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額	1 日 1,440円 を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額					
3 施行期日等	公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。						

第111号議案
島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由	県民税の法人税割の超過課税の適用期限について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
2 条例の概要	県民税の法人税割の超過課税の適用期限を令和14年 3 月31日まで 5 年間延長すること。
3 施行期日	公布の日から施行する。

第112号議案
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由	人事院規則の改正を踏まえ、災害応急業務等に従事する県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
--------	---

2 条例の概要

災害応急業務等従事手当の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき。	1 日 1,080円 を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額	1 日 1,440円 を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額
(2) (1)の業務に準ずるものと教育委員会が認める作業に従事したとき。		

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

第113号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、救難作業等に従事する地方警察職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

救難作業等手当の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生	1 日 840円 (大規模な災害	1 日 1,120円 (大規模な災害

	<table><tr><td>生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。</td><td>として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,080円)</td><td>として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,440円)</td></tr><tr><td>(2) (1)の作業のほか、人事委員会規則で定める救難捜索の作業に従事したとき。</td><td></td><td></td></tr></table>	生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。	として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,080円)	として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,440円)	(2) (1)の作業のほか、人事委員会規則で定める救難捜索の作業に従事したとき。		
生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。	として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,080円)	として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,440円)					
(2) (1)の作業のほか、人事委員会規則で定める救難捜索の作業に従事したとき。							
3 施行期日等	公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。						

第114号議案

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由								
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。								
2 条例の概要								
(1) 島根県さくらおろち湖ローイング競技施設の附属設備に係る使用料の新設								
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">使用料の額</th></tr><tr><td>審判艇</td><td>25馬力</td><td>1 艇 4 時間につき</td><td>1,230円</td></tr></table>	区 分		使用料の額		審判艇	25馬力	1 艇 4 時間につき	1,230円
区 分		使用料の額						
審判艇	25馬力	1 艇 4 時間につき	1,230円					
(2) (1)に伴う規定の整理								
3 施行期日								
公布の日から施行する。								

第115号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告の趣旨並びに一般職の職員の給与に関する法律及び職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、企業局職員及び病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 初任給調整手当の改正

ア 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して、第2種初任給調整手当を支給すること。

イ アに伴う規定の整備

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1)に伴う規定の整備

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第116号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 児童福祉施設の設置者等は、児童対象性暴力等の防止等のため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 改正を要する条例

ア 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 島根県認定こども園の認定要件に関する条例

ウ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

オ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

3 施行期日

令和 8 年12月25日から施行する。